

令和元年度第4回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

令和2年1月16日（木）午前10時～午前11時30分

2 場所

岡崎市役所西庁舎7階704号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 深津有香 都築真琴

4 欠席委員

川畑博昭

5 説明のために出席した職氏名

中消防署係長：鈴木保孝

国保年金課副課長：酒井啓滋 同係長：望月千津子

6 審査会事務局職員

総務文書課長：中根敏裕 同副課長：倉橋浩二 同係長：森聡子 同主事：内田百香

7 議題

個人情報目的外提供報告（中消防署）

8 議事（要旨）

（事務局：中根）

本日は、令和元年度第4回の審査会に、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは会議に先立ちまして、今日の審査会の公開について御説明申し上げます。本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条の規定によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、議事の執りまわしを山崎会長にお願いいたします。

（山崎会長）

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第4回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。それでは本日の議事に入ります。はじめに「救急業務」に係る個人情報の目的外提供について報告をお願いします。説明は情報を収集する国保年金課が行います。よろしくお願ひします。

（事務局）

「救急業務」に係る個人情報の目的外提供については11月25日に行われた第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会で一度議論いただいた案件です。その際各委員から第6号に該当すると判断できるだけの根拠を示していただき、もう少し議論したいという意見が出ました。また、第三者行為求償事務の流れについて市と国保連の役割、レセプトによる把握以外の求償権行使の

ための取組み、レセプトの〇交レセだけでは漏れがあるということだが、その漏れはどのように発生するのか、具体的にどれくらいの件数なのか、等の質問ができました。今回は前回伺った質問への回答をしつつ、第6号に該当すると考える根拠を示しながら説明をしますので、公益上の必要その他の特別の理由があるときに該当するかどうかの判断を行っていただきたいと思います。また、今日欠席の川畑委員から書面で意見を伺っているので、説明させていただきます

(事務局)

川畑委員からの意見要約。

(国保年金課：酒井副課長)

第三者行為の求償事務については国民健康保険法施行規則第32条の6により、交通事故被害者からの届出の提出に基づいて行われます。届出が提出されたのちの求償事務の流れについては別添資料のとおりで、原則加害者側への請求回収は国保連合会が実施しています。また、保険者にも直接加害者請求の方法もありますが、ここ数年そういった事案はございませんでした。加害者からの損害賠償金の回収は連合会が行っています。連合会の受託案件については資料⑦取扱要綱の別表のとおりです。また、自賠責120万を超過したもので任意保険のないものについて、資料⑦取扱要綱の第5条の第三者直接求償に移行することになります。委託解除の理由は相手方に過失のない案件や、自由診療で治療し保険給付がない等第三者事案でないと判断された案件のみになります。現在市で直接求償すべき案件はありませんが、そうしたケースがあれば関係部局と連携し直接求償していくことになります。

自賠責の120万について、前回早い者勝ちという説明をしておりましたが、第三者行為求償事務を精査するなかで、質問11に回答のとおり優先順位があり国保・社保任意保険については按分とのことですので消防からデータをいただくことで、現在届出に至っていない案件を勧奨することで求償件数の増加につなげることが出来ると考えます。

〇交レセの件数は平成30年度が726件です。過去の〇交レセについては国保連合会のシステムが変更となり閲覧は可能ですが、データとして抽出できない仕様とのこと。医療機関が第三者による傷害と判断したものになります。第三者行為のレセプトへの記載については厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」で定められています。各年度のおたずね件数、おたずねを受けて届出がなされた件数は回答のとおりですが、〇交レセから届出に至るまでの流れについては、資料⑥で説明します。第三者行為のレセプトへの記載については厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」で定められており、レセプトの特記事項欄に記載することとされております。平成30年度では市に到着した〇交レセが726枚ありました。平成30年度ですと〇交レセが726枚あり、そのうち継続中、届出済、相談済を除くとおたずね対象が82件ありました。おたずね送付対象の82件のうち回答有が61件、回答結果により交通事故等が53件うち相手ありが31件、相手の過失のあったものが15件で、届出依頼し8件が届出の提出に至りました。このうち未提出の7件には3か月後勧奨を行い傷病届を提出いただけるよう努めております。アンケ

ート未提出の案件や、届出未提出の案件に対して緊急搬送情報の活用ができ、事務の効率化につながると考えます。

○交レセについては、一つの事故に対してその傷病により1レセとは限りません。医科と薬科それぞれから出てくることがあります。毎月到着する○交レセの例えば昨年の12月分で申しますと、60件ほどの○交レセが到着し継続中のもの、傷病届提出済み、相談済等を除きますと4件となり、これら全てのレセに対しておたずねを送付します。年間で第三者行為として求償すべき件数は9番と同じですが、第三者行為に該当しないなどの理由で解除されるものもあります。回収済み額は記載のとおりです。自賠責120万円については①15条請求、②16条請求、③国保・社保・任意保険の順になっています。120万円を使い切ってしまった場合、任意保険で対応してもらいます。前回の審査会で3件とお答えした分については、レセプトの点数が多いため120万円を使い切ってしまうと思われる案件が3件程度と仮定で回答しております。

これで前回の審査会で聞かれていた内容と事前に都築委員から質問を受けていた内容については、御回答できたかなと思っています。

(山崎会長)

前回の審査会で宿題となっていたものを国保年金課のほうで整理していただいたという内容ですね。これについて、事前に資料を送付いただき、それについて都築先生が質問されたということですね。今の国保の説明で足りない点がありますか。

(都築委員)

事前確認資料②の御説明がないということ、私の質問事項の⑤、⑥、⑦、⑧について口頭での説明は受けていないです。あと早い者勝ちという前回配られたマニュアルの記載が誤りであったということですが、先ほどの質問事項⑧で国保連合会に確認したということですが、事前質問事項では要領等の資料を踏まえて御説明いただきたいと言いました。口頭確認のみでは実際の運用上の何らかの根拠ということがよくわかりませんので、ルールが文書化されているものがあると思われまますので、それに照らした御説明もなされていないのではないかと思います。先ほどの公益上の必要性の兼ね合いで言うと前回の御説明では早い者勝ちではないというような御説明だったので、その辺り十分な説明があったほうが良いのではないかと思います。

(山崎会長)

前回の私の感想ですが、早い者勝ちという話が出たので、早い者勝ちで勝ち負けという話になってくると負けるのは誰かという話になって、被害者が負けるという話になっては、そのようなことに個人情報を提供するということについては問題があるのではないかとということが議論でネックになっていた部分ではないかと思いますが、早い者勝ちにはならないということですか。先ほどの早い者勝ちにはならないというところについての説明をもう少ししてください。

(国保年金課：酒井副課長)

その点について私共で早い者勝ちという認識をしていましたが、実際求償事務を行っている国保連合会に確認したところ、順番があるということと最終的に按分しているということでした。都築委員からも質問があったので、昨日再度連合会に確認しまして、そういった取決めが損害保

除料算出機構の運用要綱によるものだということが分かりました。全国にこういった機構の事務所があり、一律の運用をしています。

(山崎会長)

早いもの勝ちになっていないという資料はどこにありましたか。

(国保年金課：酒井副課長)

実際に要綱や取決めが記載されている資料を依頼しましたが、機構からいただけなかったので、今回は添付をしていません。

(山崎会長)

今、私が聞いているのは都築先生の質問⑨のことです。マニュアルには書いてありましたか。

(国保年金課：酒井副課長)

前回のマニュアルには書いてあります。

(山崎会長)

実際には優先順位で加害者請求、被害者請求ということでそのあと国保・任意保険等で按分という話があったのですが、按分はどこに書いてあるのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

按分についても損害保険料算出機構の運用要綱によるものです。

(山崎会長)

その要綱はどこにありますか。

(国保年金課：酒井副課長)

その要綱は機構のほうからいただけませんでした。

(都築委員)

いただけないというのは出せないのか、時間的に難しかったのかどちらですか。

(国保年金課：酒井副課長)

内部資料なので外部には出せないということでした。

(都築委員)

要綱そのものでなくても外部的にそのようなことが記載されているものもですか。

(国保年金課：酒井副課長)

外部向けに公開している資料ではないということでした。

(都築委員)

任意保険会社とか他の保険給付を行っている団体にとっては大きな問題ですよ。按分になるのかとかは。そういった運用自体、対外的に何も出さずに口答でしか運用されていないのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

口頭ではなく、内部的には運用要綱があります。

(都築委員)

要綱そのものが出せなかったとしても、何か出せる資料はないのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

電話で依頼したのですが、難しそうです。

(都築委員)

前回出したマニュアルの記載内容を変えた根拠は、口頭で確認したことだけですか。

(国保年金課：酒井副課長)

そうです。

(都築委員)

もう少し追加で確認いただいたほうが良いと思います。

(山崎会長)

認識を共通させたいのですが、基本的には第三者行為があった場合に求償をするというのは当然の話で、求償行為を円満確実にするために情報提供するという事は、有益なことである。これは良いですね。

(都築委員)

求償する必要があるということと、情報を共有するかはまた別の話で違う考慮をしなければいけないと思います。求償する必要があるということ自体は有益なことであると思います。個人情報を提供できるかどうかは、違う配慮が必要かと思います。求償が必要だから、当然に情報共有が必要とは言えないと思います。

(山崎会長)

情報提供をする必要があるというということで、今日の話では早い者勝ちという説明は誤っていました。そうではなくてむしろ確実性、求償漏れが無いようにするために、必要だということで、レセプトの確認だけではなくて消防からの協力が必要だ、だから情報を渡してほしい、こういう説明だと思ったのですが。その辺についてはどうですか。消防からの情報の提供が無いと漏れがあるということの説明についてももう少ししてくれませんか。

(国保年金課：酒井副課長)

それについては資料⑥になりますが、平成30年度について○交レセというのが726枚届きました。その○交レセか既に届出済、相談済、継続中を除いたものが82件ありました。その82件のうち回答を得られなかった21件については相手があるものなのかどうか等不明な点も多いので、今回救急搬送データをもらうことで確実に交通事故だとわかるものについて効率的に届出の勧奨を促すことができると考えています。○交レセだけで事務をしているのかの問いに対しては、○交レセだけではなくて国民健康保険高額療養費支給申請書等でも第三者求償のものがどうかのおたずねをしているのですが、そのようなものについても緊急搬送データと突合して今まで確認できなかったことについても確認できると思います。そして届出につなげることができるのではないかと思います。

(都築委員)

事前質問でも送らせていただきましたが、○交レセは交通事故の可能性が高いものとして検討を始めるわけですね。今回消防からデータの提供を受けたいという、公益上の必要性というの

が早い者勝ちが理由ではないということですよね。○交レセで把握できていないものも消防の情報によって把握したいということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

まずは資料⑥にあるように○交レセのうち82件に対しておたずねをするのですが、そのうち回答があるのが61件あり残る21件については、回答が得られないということで届出に繋がられていないということがあります。こういったものについても、消防からのデータで第三者求償の対象であると判明したものについては、届出依頼ができると思います。回答がない人については何度もすれば良いのかもしれませんが、救急搬送データをもらって、届出を出さなければいけない人であるという根拠があればそういったものに督促をかけることも可能かと思います。

(事務局)

今は○交レセ限定の話で、そこから回答のない21件については救急搬送データと合わせて督促をよりかけるものという目星になるという話でしたが、そもそも○交レセに載ってこない求償すべき案件というのがあるかもしれないので、そこは消防からの救急搬送データと突き合わせてみると実際あるかないかがわかると思います。フィクションですけど、資料②の左側が消防から受けとるデータの件数です。人口比から考えて5分の1が国保加入者と考えられるので、求償案件は消防データで考えると平成30年度は160件です。これはあくまで想定の数です。右側の表を見ると、おたずね以外の届出件数とおたずね通知件数が書いてありますが、その合計と先ほどの消防データを比較しても10件程度しか変わらないです。そこについて漏れは無いのではと川畑先生もおっしゃっていましたが、○交レセから漏れてしまっているものもあると考えられるので、今回はそこも拾えるという話だと思います。

(山崎会長)

○交レセから外れてしまっているというのは具体的にはどういうケースですか。

(事務局)

医療機関からの協力が無いものだと思います。

(国保年金課：酒井副課長)

○交レセの記載を必ずしなければならないと決まっているわけではなくて、あくまでお願いのような形なので医療機関で漏れてしまうことも考えられると思います。レセプトは外科や内科だけではなくて、調剤レセプトもあります。調剤レセプトは直接患者と話す機会が無いことが多いので、漏れる可能性もあると思います。

(都築委員)

資料②で今言われたのは、救急搬送された国保加入者のことですか。

(事務局)

そうです。

(都築委員)

相手方が無いものや過失の有無は問わないのですよね。

(事務局)

そのとおりです。おたずねを出してみても初めて相手に過失があるかどうか分かります。

(都築委員)

本来求償するべきと考えるのは相手方があって、しかも相手方が損害賠償請求権を負うようなものなので、この推計値より数は減るという認識ですか。

(事務局)

はい。数は少なくなります。

(都築委員)

では、単純比較はできないのではないですか。平成30年度は160件の推計値があって、そこから相手方が無い事故や相手方に過失が無いという数字も含まれているからそこを除外するとさらに減少する可能性はあるということにはなるのですよね。

(山崎会長)

消防から情報をもらうことによって、漏れが防げる。それは大事なことではないかなと思います。その範囲では情報提供しても良いのではないかと思うのですが、どこが問題になるのでしょうか。早い者勝ちというところが気になりますか。

(都築委員)

先ほど確認させていただきましたが、早い者勝ちについて前回のマニュアルの記載が誤っていて早い者勝ちではなくて優先順位があるということが口頭での説明であったと、その早い者勝ちであるかどうかということが御説明の公益上の必要に関わる問題点である。そうすると変更された理由について資料等が何も御提出いただけていないですし、優先順位が15条、16条と国保と任意保険等と按分であるということが今回の資料では口頭でしか確認されていないということでしたので、もう少し資料で確認できないのかということが1点。2点目は○交レセから漏れがあるかもしれないのでそれが把握できるかもしれないということでしたが、御説明だと○交レセからの漏れがどのくらいの件数なのかもはっきりしないので個人情報との対比の上で公益上の必要があるとして第三者提供する必要があるかまでの必要性としてどのくらいのことが言えるのかというのが2点目と現状の制度を前提とした場合に取組状況としても○交レセという名称なしにレセプトの記載内容から多発的な骨折であるとか事故の可能性が高いような傷病、治療内容を確認して、レセプトの記載から○交レセが漏れていないかも把握する必要があるとか、高額療養費の申請書の欄に第三者行為の有無の記載欄を設けて求償が必要な案件の把握をすべきだということは既に指摘されているところで、それについても現状どのような取組みをしているのか分からないです。個人情報の提供を受けずにしてできることをどこまでやっているのか、尽くしているのかという点においてよく分からない。○交レセを前提としたとしても届出無しというのが数字で説明していただいたが、それについても結局現状の枠組みを前提としてどこまで求償に繋げるような取組みをしているのかもよく分からない。

あくまで今回は個人情報についての話ですから、一方で個人情報があつた場合には公益上の必要性がどれくらいあるかということも両面で検討していかなければならない場が審査会だと思

っています。他方での必要性とおっしゃっていただいている点についてがよく分からないというのが個人的な感想です。

(櫻井委員)

資料⑥の届出無しが7件あって、3か月に1回督促・催告とありますが、過去のデータで届出が無かった人は督促・催告をすることでどれくらい届出をしてくれるのかというものはありますか。情報が分かっても結局届出をしなければ、あまり変わらないのかなという気がしないでもないので。その辺りどれくらい督促しているか伺いたいです。

(国保年金課：酒井副課長)

現状の運用では届出がない人に対して3か月後に文書で行っています。督促してその後何件届出があったかというのは今日資料として提示することができません。

(櫻井委員)

比較的回答は出てくるものですか。

(国保年金課：酒井副課長)

文書ではやはり効果が無いので、点数が多いものについては連絡先が分かれば電話での督促も行っています。

(櫻井委員)

やると最終的には回収できるものですか。

(国保年金課：酒井副課長)

電話まですると届出をしてくれるケースが多いのではないかなと思います。

(櫻井委員)

回答が無い人については放置したままですか。

(国保年金課：酒井副課長)

はい。届出を出してもらわないとこちらとしても相手方があるものかどうか分からないのでそのままです。レセプトは毎月来ますので、その月の新規案件については事務を行うのでなかなかかさかのぼって届出が無いものまで突き詰めて100パーセントにするというのは難しいなという現状です。

(都築委員)

資料⑥の継続中、相談済というのはどのようなものですか。

(国保年金課：酒井副課長)

継続中というのは既に届出が来ているものです。届出が出た以降にも次の月にもその方が治療をしていればレセプトは届きますのでそのような方は継続中としています。

(国保年金課：望月係長)

例えば平成29年の12月に事故にあって1月から3月まで病院に行っている方はこの継続中に入ります。

(都築委員)

例えば平成29年度に届出がなかったものについてはその数に入らないということですか。

(国保年金課：望月係長)

届出がなかったものについては入っていません。

(都築委員)

届出がなされていて、対応中のものしか入っていないということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

はい。

(都築委員)

相談済というのは。

(国保年金課：酒井副課長)

届出は来ていないのですが、電話等で相談があった人です。そういった人のレセプトが届いた場合には電話等で連絡して傷病届を出してもらおうのでおたずねは送っていません。

(櫻井委員)

仮に今回の消防からの情報の提供を受けた場合というのは、事務の流れはどのようになりますか。

(国保年金課：酒井副課長)

消防からデータをもらって、レセプトが届いておたずねをしなければいけない案件ということを精査し、おたずねを送付する。おたずねを送っても回答が無い人に督促をする際にこのデータを使いたいです。

(櫻井委員)

まずはこれまでどおりレセプトを見てということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

基本的にはレセプトをベースにしたいのですが、漏れの部分についてはこれまで把握が出来なかったことが把握できると思います。

(櫻井委員)

レセプトで分かった情報はもう見ないということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

消防のデータとレセを突合しておたずね不要の場合はいきなり届出に進むこともあると思います。

(都築委員)

消防から受けるデータは相手方の情報はないのですよね。

(国保年金課：酒井副課長)

はい。

(都築委員)

相手方がいるかどうかの情報も受けないのではないですか。

(中消防署：鈴木係長)

消防から渡すデータは交通事故と加害だけです。

(都築委員)

消防から受けたデータでさらに届出が必要かどうか確認という話でしたが、相手方の情報をもらわないということだったと思うので、そこらへんがよく分からなかったです。消防から受けるデータは相手方がいるかどうかは受けないのですよね。

(中消防署：鈴木係長)

車対車か、車対自転車か、人対自転車かという情報も最終的には渡します。

(都築委員)

最終的にはというのは。

(中消防署：鈴木係長)

始めは住所、氏名、生年月日等を交通事故と加害に絞って情報を提供します。その後国保で国保加入者の情報と突合し、国保加入者にのみ先ほどの受傷形態の情報を渡します。単独という情報がなぜ入っているのかというと、同乗者がいた場合第三者に入るからです。単独は除くこともできます。

(深津委員)

今国保と消防でやっていると思いますが、社保とか任意保険への情報提供はやってますか。

(国保年金課：酒井副課長)

国保では国から通知もあり、情報提供を依頼しているところですが社保でそのような動きがあるかは把握していません。

(中消防署：鈴木係長)

私たちも依頼はされていません。

(都築委員)

消防から受けようとしているデータは連合会には提供しないですよね。

(国保年金課：酒井副課長)

しないです。

(山崎会長)

今日少なくともはっきりしてきたのは漏れをなくすという重要な意味合いはある。これについて公益上の必要性はあるのではないか。先ほどから早い者勝ちではなく按分だというルール of 文書というのは出ていないのだけれど、そういう取扱いになっているという前提でその文章は後日送付してもらおうということにできないですか。

(都築委員)

私は御説明の必要性に関わる重大な変更だと思っていますので、口頭確認ではなく何らかの資料を出していただきたいです。

(事務局)

要領そのものは難しいと思うが、こういった取扱いについてどうなっていますかという照会を出してそれに対する相手方の公印入りの回答をいただいた場合、そちらを根拠資料とするのはいかがでしょうか。

(都築委員)

審査会として中身を拝見した上での判断になると思いますが。元々川畑先生からいただいた御意見も前回の早い者勝ちというものを前提としたものだと思いますし。そこの辺りの説明は今日なかったですが。あとマニュアルの案も改変されていると思います。大きな変更点だと思いますので審査会として審議する上ではきちんとした形で説明していただいたほうが良いと思います。

(山崎会長)

では、宿題とする部分はそこくらいですかね。

(都築委員)

私が申し上げた先ほどの意見としては、漏れをなくすということでしたが、漏れをなくすということがどれだけの必要性があるのかということ。抽象的には漏れをなくしたいというようでしたが、○交レセと言われているものの中での漏れというのが実際どれくらい想定されているのか。既存の制度、給付制限や文書提出については質問させていただいたが、御回答が無かったようですので。既存の枠組みがある中で、個人情報の提供を受ける必要性がどこまであるのかということはまだよくわからない。一般的に言えば、網羅的に情報提供を受けることによって、漏れをなくしたいという説明の趣旨はそのような趣旨だと思いますが、個人情報の関係性で言うのでは公益上の必要性としてはどこまでのものなのかというのが分かりかねている。

(事務局)

今の話の中で漏れの件数というのはどこまで行っても想定になってしまうと思います。ある母数に対して割合的に落としていった場合にどれだけの件数が想定されるのか。例えばレセプトで考えた場合に726件が最終的に70件程度になるものですから、そこでも10分の1くらいになってしまうと10件誤差があった場合に、1件あるかないかくらいになってしまうとも思います。あくまでもこのような想定になってしまうのかなと思います。

(都築委員)

1点申し上げるとすれば、漏れがなされているかどうかがあくまで想定であるというのも本来今の制度を前提としてこういった取組みを行ったところ、このようなことが判明した。先ほど櫻井先生が回答なしについてどのような督促をしたのですか、と言っていました。督促した結果、こういうものが判明したというのであれば、それは漏れがあるかもしれない。○交レセを前提としてそうでないものを調査した結果、こういうものが判明したからこれは漏れていたのではないかということがあくまで推測ではなくて一定のものがあればそこから推測できるかもしれないですが、先ほどの御説明だと今の制度を前提としてそういった取組みをどのようにしているかもよく分からなかったもので、記載欄が設けてあるとあって、その記載欄を検討した結果どうなったかという説明もなかったですし、督促についても文書を出しているということだったが3か月に1回同一文書で出しているのか、違う文書で送っているのか。資料⑧は回答書欄の後ろに届出書もついているのですが、一緒に送っているのかどうかも分からない。電話督促もやっているようだったということでしたが、どういう督促をやっているのか。櫻井先生からも御質問あったと思いますが、第三者である可能性があると分かった時に、結局届出につなげられなければ意味はないで

すよね。これも事前に質問で出ささせていただきましたけれど。既存の前提があって、でもやっぱり情報提供を受けるのが必要だというようなことがまだ腑に落ちていない。

(事務局)

一つの考え方として現行制度の枠組みの中で、こういうような事案が漏れと想定される、これまでのやり方で出てきたものはこんなものと想定されますよとかですね、現行制度の中で個人情報が無い中でこういうところで努力をしてやってきているが、消防の情報があればこういったところがさらに強化されるというようなところをもう少し補強したような説明をさせていただいたり、資料を提示させていただければと思いますが、そのようなイメージでよろしいでしょうか。

(都築委員)

はい。私の個人的な考えですが。

(山崎会長)

議論することは大事なことなので。個人情報の提供ということなので、今日の話で足りないという点は補充してもらって、もう一度やる方向で良いですか。

(都築委員)

委員個人としての意見なので、審査会として今の説明で審査できるということであれば御検討いただいても良いと思います。

(櫻井委員)

使ったことによってどれだけ公益上の必要性があるのかというところはまだ分からなかったもので、不備が出た点は補充していただきたいです。

(深津委員)

消防と国保の間なので、全くの外部に情報を渡すというのはレベルが違うと思うので、本来の第三者に求償するという目的の趣旨を第一に考えるとそこをさらに拾うと考えると有益のかなと思います。

(山崎会長)

有益だということについて争いは無いと思いますが、審査会として意見を求められている以上もう少し慎重にということですね。川畑先生も書面で意見を出されているし、今日ここで意見を出すのは乱暴な気がするので、もう一度続行していただいて補充すべき資料を補充してもらおうということによろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(山崎会長)

本日はここまでにしたいと思います。以上で令和元年度第4回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和2年2月27日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山 崎 浩 司